

たは通知カード

○精神障害者手帳1・2級
○療育手帳A1・A2

○障害年金受給者の一部

持ち物 障害者手帳・年金証書など、右記の障がいがあることを証明できるもの、印鑑(朱肉を使用するもの)、国民健康保険証(国民健康保険に加入している場合)、個人番号カードまたは通知カード

●**若年者納付猶予申請**
30歳未満の方で、本人と配偶者(結婚していない場合は申請者本人のみ)の所得状況により保険料の納付が猶予されます。

●**学生納付特例申請**
学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。申請の際、在学期間のわかる学生証が必要になります。

ます。※定時制課程、通信課程の学生が対象となります。

□**過去2年まで遡って免除申請**ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金などが受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

照会先 保険年金課
☎85-9564

町では、箱根らしい魅力ある商品やサービスなどを随時募集しています。既に提供されている商品の内容変更や、新たな商品の追加も歓迎します。

ふるさと納税制度は、事業者のみならず、商品等を全国へ向けてPRできること、定価販売(取扱手数料は発生しません)ができることなどのメリットがあります。

※謝礼品に係る事務全般は、町が提携する株式会社JTB西日本(以下「JTB」)が代行します。

平成27年度は箱根ファンの

請求処理を行います。

謝礼品

○「加工品・製造品」等
町内に事業所を有する加工業者および製造業者などが取り扱う製造品等

○「体験ツアー」等
箱根におけるものづくり体験ツアーなどのサービス提供型商品

○「その他の謝礼品」
箱根をPRしていると認められるもの、または特別に認められた謝礼品など

※店頭販売あるいは対面販売を通常行っている食材、食品などを謝礼品として扱う場合には、謝礼品発送に係る所要の許可等を得てください。

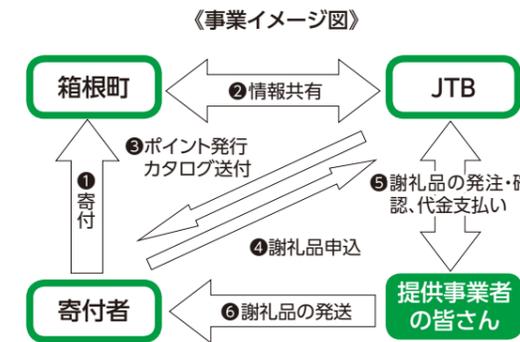
応募方法 代行業者(JTB)へメールで連絡してください。

応募先 株式会社JTB西日本 法人営業大阪支店ふるさと納税事務局(担当: 栞谷)

☎furusato-sales@west.jtb.jp
☎06-7709-9312
(直通) / FAX 06-6252-2538

その他 謝礼品の募集は町ホームページにも掲載しています。
<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

照会先 財務課
☎85-9563



方々から5億円を超える寄付がありました。この寄付金の一定割合(平成27年度は約2億円)をポイントとして寄付者へ還元しています。これが町内事業者の売上げにつながっています。

平成28年春の叙勲受賞

5月12日、勝俣睦さん(仙石原)が、平成28年春の叙勲「瑞宝双光章」を受章しました。

これは、湯本中学校長、箱根明星中学校長等に就き、教育の進展に多大な功績が認められたものです。

後期高齢者医療制度障がい認定について

75歳未満であっても、65歳以上で一定の障がいがある方は、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。加入すると、保険料や医療機関窓口での負担割合が下がる場合があります(所得によって変わります)。

対象 65歳以上75歳未満で、次の障がいがある方

○身体障害者手帳1・3級、4級の一部

※代理人が手続きする場合は、委任状(成年後見人の場合は登記事項証明書)および代理人の身分証明書を併せて持参してください。

※申請を希望される場合は、事前にご相談ください。

申込・照会先 保険年金課
☎85-9564

国民年金保険料の免除制度について

国民年金第1号被保険者(自営業者など)の方で、所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合は、本人の申請により、保険料の納付が免除される制度があります。

●**免除申請**
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合、失業等の事由がある場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

ます。※定時制課程、通信課程の学生が対象となります。

□**過去2年まで遡って免除申請**ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除申請できるようになりました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金などが受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

照会先 保険年金課
☎85-9564

町では、箱根らしい魅力ある商品やサービスなどを随時募集しています。既に提供されている商品の内容変更や、新たな商品の追加も歓迎します。

ふるさと納税制度は、事業者のみならず、商品等を全国へ向けてPRできること、定価販売(取扱手数料は発生しません)ができることなどのメリットがあります。

※謝礼品に係る事務全般は、町が提携する株式会社JTB西日本(以下「JTB」)が代行します。

平成27年度は箱根ファンの

請求処理を行います。

謝礼品

○「加工品・製造品」等
町内に事業所を有する加工業者および製造業者などが取り扱う製造品等

○「体験ツアー」等
箱根におけるものづくり体験ツアーなどのサービス提供型商品

○「その他の謝礼品」
箱根をPRしていると認められるもの、または特別に認められた謝礼品など

※店頭販売あるいは対面販売を通常行っている食材、食品などを謝礼品として扱う場合には、謝礼品発送に係る所要の許可等を得てください。

応募方法 代行業者(JTB)へメールで連絡してください。

応募先 株式会社JTB西日本 法人営業大阪支店ふるさと納税事務局(担当: 栞谷)

☎furusato-sales@west.jtb.jp
☎06-7709-9312
(直通) / FAX 06-6252-2538

その他 謝礼品の募集は町ホームページにも掲載しています。
<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

照会先 財務課
☎85-9563

相談支援事業

障がい者やその家族の方の生活、福祉サービスの利用など、いろいろな相談を町が委託している相談支援事業所の相談員が対応します。

また、月2回、役場およびさくら館で福祉相談会を開催します。

委託事業所 おだわら障がい者総合相談支援センター クローバー(小田原市久野115-2)
☎0465-35-5258

移動支援事業

外出時の円滑な移動を支援します。

自己負担 課税状況による。

自立支援給付

障がい者の日常生活および生活を総合的に支援するための法律と児童福祉法に基づき、障がい福祉サービスを提供します。

対象 身体・知的・精神の3障がいおよび難病の方など

自己負担額 課税状況による

○**介護給付**(居宅介護、同行援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、放課後等デイサービスなど)

○**訓練等給付**(共同生活援助、自立訓練など)

補装具の給付(修理)

身体障がい者、難病などの方に対し、義肢、装具、車椅子、盲人用つえなどの補装具を給付(修理)します。

自己負担額 課税状況による

障害者総合支援法などのサービス

日常生活用具の給付

対象 障がい者、難病などの方

給付品目 ストマ用装具、入浴補助用具、便器、盲人用時計、火災警報機などの日常生活用具

※障がい内容などにより給付できる用具が異なります。

自己負担額 課税状況による

自立支援医療

身体、精神障がい者および障がい児の方が、所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担があります。

自己負担額 所得による

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者(20歳以上)に支給されます。

対象 特定の障がい2つ以上あるか、それと同程度以上の障がいである方(内容の詳細についてはお問合せください)

要件 ①施設入所していないこと。②所得が基準以下であること。

※継続して3ヶ月以上の入院は資格喪失

支給額 月額 26,830円
支給月 2月、5月、8月、11月
※申請月の翌月から支給対象

障害児福祉手当

常時介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。

対象 特定の障がい一つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方(内容の詳細についてはお問合せください)

要件 ①施設入所していないこと。②所得が基準以下であること。

※障害年金等一定の年金を受給している場合は資格喪失

支給額 月額 14,600円
支給月 2月、5月、8月、11月
※申請月の翌月から支給対象

手当

神奈川県在宅重度障害者等手当

毎年8月1日現在で、県内に6か月以上継続して居住している障がい者の方に支給されます。

対象 次のいずれかに該当する方(65歳以上で障がい者になった方を除く)

○次のうち2つ以上に該当する方
・身体障害者手帳1級または2級の方
・療育手帳A1またはA2の方
・精神障害者保健福祉手帳1級の方

○特別障害者手当または障害児福祉手当を支給されている方

※対象に該当する方でも、手当の受給年度の前年所得が基準額を超えている場合は対象外となります。基準額は20歳以上の方は特別障害者手当、20歳未満の方は障害児福祉手当の基準を用います。

支給額 年額6万円
支給月 支給年度の1月

医療

重度障がい者医療制度

重度障がい者の方が、受診した際に支払った医療費の自己負担額を助成します。

対象

- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・療育手帳A1・A2または知能指数35以下の方
- ・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方(通院のみ対象)

